(目的)

第1条 この要綱は、家庭で子育てをする保護者に対し、在宅育児支援手当を支給することにより、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに育つ環境づくりへ繋げることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 児童 生後3箇月を超え小学校就学前の子どもをいう。
 - (2) 保育所等 保育所、幼稚園、認定子ども園、地域型保育施設、認定外保育施設 その他町長が認めるものをいう。
 - (3) 保護者 児童を養育している者をいう。

(支給対象者)

第3条 在宅育児支援手当の支給対象者は、保護者及び児童が本町に現に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者で、保育所等を利用せず連続して1箇月以上 在宅育児をしている保護者とする。ただし、町税等の未納がある場合(その世帯員 を含む。)は、支給しないことができる。

(在宅育児支援手当の額)

- 第4条 在宅育児支援手当は、対象児童1人につき月額15,000円を支給する。 (申請)
- 第5条 在宅育児支援手当の支給を受けようとする保護者は、支給対象となる期間 (在宅で育児をしている期間が1箇月に到達した期間)の翌月15日までに高森町 パパママ応援・在宅育児支援手当支給申請書(様式第1号)をもって町長に申請 しなければならない。
- 2 前項の申請書は、高森町子育て支援センターへ提出するものとする。 (支給の決定等)
- 第6条 町長は、申請書の内容が適当であると認めたときは、高森町パパママ応援・ 在宅育児支援手当支給決定通知書(様式第2号)を、認められないときは、高森町パパママ応援・在宅育児支援手当不支給決定通知書(様式第3号)を交付する。

(在宅育児支援手当の返環)

- 第7条 町長は、偽りその他不正の手段により在宅育児支援手当の支給を受けた者が あるときは、その者に既に支給した在宅育児支援手当の返還を命ずることができる。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。